

第 17 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名 (小石委員)

教 育 長) ここでお諮りいたします。第 21 号議案「平成 30 年度芦屋市立小・中学校管理職の人事異動に係る兵庫県教育委員会への内申について」は、その内容から秘密会で審議するのが適切と考えますが、御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

また、審議の順番ですが、関係者以外は退席することになりますので、一番最後に審議したいと思います、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

また、第 22 号議案「芦屋市立学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師の委嘱について」ですが、これについては、日程第 2 にあります専決報告第 12 号「芦屋市立学校医の委嘱について」の内容を踏まえたものとなっておりますので、専決報告第 12 号の審議を第 22 号議案の前に繰り上げて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認め、第 22 号議案「芦屋市立学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師の委嘱について」の前に専決報告第

12号「芦屋市立学校医の委嘱について」を審議することに決定いたします。

教 育 長) それでは審議に入ります。専決報告第12号「芦屋市立学校医の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

学校医が年度途中で変更になることは、よくあることですか。

学校教育課長) この後に提出させていただきます、第22号議案でもありますように、通常は校医の先生の御事情によって退任される場合は、年度の変わり目である3月に退任され、4月から新しい校医の先生に変わられることがほとんどですので、年度途中での変更はなかなかございません。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

<専決第12号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

教 育 長) 次に、第22号議案「芦屋市立学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 任期は、平成31年3月31日までですね。

学校教育課長) そのとおりです。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 校園別名簿・科別名簿の備考欄に「兼」と記載されているのは、何校か兼務されているという意味ですね。

学校教育課長) そうです。

浅 井 委 員) その中で、例えば岩園小学校の外科を担当されている西脇先生には、備考欄に「兼」と記載されていないのですが、岩園幼稚園の外科を兼務されています。このように、備考欄の「兼」という文字が抜けている先生が何名かおられますので、もう1度ご確認いただいたほうがいいと思いました。

学校教育課長) 確認をいたします。申しわけございません。

管 理 部 長) そもそも「兼」という表示は必要なのですか。

浅 井 委 員) 以前は、先生がどの学校園を担当されているかを基準とした一覧でしたが、最近はこのような一覧表の表記に変わったのですね。この表にして兼任表記が必要かはわかりませんが、入っているからには統一した方がいいと思います。

教 育 長) 委員から御指摘があったように、資料として正確さを期す部分があるので、もう1度、医師、歯科医、薬剤師の名前も含めて再度確認してください。

そして、誤っている点を修正し、委員に差しかえを送付してください。

浅 井 委 員) お願いします。

教 育 長) これは医師会にもお送りする資料ですか。

学校教育課長) はい。

教 育 長) それでは、そちらについてもよろしくお願いします。

学校教育課長) はい。

小石委員) 学校園医を選ぶ際、医師会が必ず責任を持って推薦してくださるのですか。

学校教育課長) 幼稚園・小学校・中学校の各学校に、それぞれ推薦をいただくようお願いしております。

小石委員) みなさん快く引き受けてくださるのですか。

学校教育課長) 内部でどのように決められているかはわかりかねますが、診療科目によっては、医師の人数が少ないものもあるので、兼任せざるを得ないこともあるということを伺っております。

小石委員) 先生方の負担は、年間ではどれぐらいなのですか。

学校教育課長) まずは定期健診をしていただきます。校医の先生方の場合は、学級閉鎖のときに、何日間閉鎖を行うのかということをご指導いただいております。歯科医の先生方に関しては、年間2回歯科検診を行っていただいておりますが、1名の先生では対応できませんので、学校規模によっては6名程度、補助の先生に来ていただいております。先生方の診療科目によって検診をしていただく頻度も違います。

学校教育部長) 検診の他の業務としては、学校保健委員会という会議で学校にお越しいただき、御指導を受けることもございます。

浅井委員) 薬剤師さんはどのようなかわり方をなさるのか、教えてください。

学校教育課長) 教室の照度検査、プールの水質検査や給食室の検査などに関わっていただきます。

浅井委員) わかりました。

木村委員) 学校園医の医師の方は、すべて開業医ですか。

学校教育課長) 医師会・歯科医師会に入っておられる先生方は、おおむね

全ての方が開業医になります。しかし、薬剤師の先生方については、開業医の方はいらっしゃいません。

木村委員) 学校園医は、医師会の推薦でなくてはならないのでしょうか。私立の総合病院の先生方も、少し参加されてもいいのかなと思うのですが、難しいのでしょうか。

学校教育課長) 現在、医師会からのご推薦をいただく方法をとっております。

木村委員) わかりました。開業医の先生方は地域と一緒に歩んでいくという意識も持っていらっしゃるので、少々しんどい場合でも引き受けていただけているのですね。

教育長) 三師会の皆さんとは、学校保健委員会などを通じて子どもたちの健全育成を推進しています。学校での健診において、児童生徒の態度で気になることは、次の健診の際には改善してほしいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第22号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第23号議案「平成30年度芦屋の教育指針について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育部主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員) 52ページの図に記載されている、専門的資質と人間的資質が図の外側に書かれています。例えば、各教科専門的知識、指導技術、学級経営や集団づくりは専門的資質かなと思いますが、人間的資質とは何が含まれているのですか。右下の丸の中に記載されている教養には、人間的資質に含まれているのかなと思うのですが、どのような分類になっているのでしょうか。右側に専門的資質、左側に人間的資質が書かれていますので、左側に人間的資質の要素の記載があるのかなと思ったのですが、必ずしもそうではないので、そのあたりの整理が余りできていないかなと感じました。

浅井委員) 同じページ内で、専門的資質と人間的資質の記載方法が横書きと縦書きになっていますが、これは意味があるのですか。教養やコミュニケーション力などが人間的資質であるとするならば、もう少しわかりやすい形で表記ができるといいと思いました。

学校教育部主幹) この部分については、整理させていただきます。

浅井委員) 最終的には、この冊子はカラーになるのですか。

学校教育部主幹) はい、カラーです。

浅井委員) カラーだとわかりやすくなりますね。

学校教育部主幹) はい。

木村委員) 図の形で整理するのは難しいと思いますが、よろしく願いします。

越野委員) 前のページに記載されている内容の部分などは、まだ修正はできるのですか。

学校教育部主幹) 修正は可能です。

越 野 委 員) 10ページの(3)アに記載されている、「国際社会への視野を拓げます」という文言ですが、ここでは「ひろげる」という言葉に「拓」という漢字が使われております。しかし、他のページには「広」という漢字で表記されておりますが、常用漢字表では、「拓」という漢字では「ひろげる」とは読まないようですので、統一していただいた方がよろしいかと思えます。

学校教育部主幹) はい。統一させていただきます。

越 野 委 員) 先ほどと同じ指摘になりますが、14ページの下から6行目に「小学校では、普段の授業に活かすことができるよう」との記載がありますが、この「いかす」という言葉も、「活」を使用しているところと、「生」で表記しているところがありますので、統一していただきたいです。常用漢字には、「活」の表記はありませんでした。

学校教育部主幹) わかりました。こちらについても統一させていただきます。

小 石 委 員) 9ページの今年度の主な取組の内容が記載されている文中の文言を、「いろいろなかかわり」から「地域の特性を生かしたかかわり」に修正をしていただいたのですね。

学校教育部主幹) そうです。

小 石 委 員) しかし、「地域の特性を生かしたかかわり」とは、人的なかかわりや自然とのかかわりも含まれていると思いますが、今回はどのようなイメージをもって書かれているのでしょうか。この表現が少々わかりにくいので、もう一工夫必要だと思えました。先ほどと同様に、「幼児が地域の特性を生かしたかかわり」という文言では、地域の方々や自然とのかかわりなど、何をイメージしているのかをもう少しわかりやすく書いていただ

きたいと思いました。

学校教育部主幹) 「幼児が地域の特性を生かしたかかわり」とは、幼稚園によって様々なかかわり方をしているので、包括的な意味で書いております。例えば西山幼稚園では、地域のお祭りなどを通じて連携をとられており、そのつながりから園児が、お店屋さんごっこやお祭りごっこなどの大切な遊びにつながっています。他にも潮見幼稚園では、「西浜公園を楽しむ会」の方々とも連携をし、いろいろな自然体験をさせていただくことで、幼稚園と地域のつながりがより深くなっています。また、教育ボランティアで来てくださる地域の方との交流や、伝統行事にふれるなどの体験を大切にしているなど、各園の特徴を出しています。

小石委員) ということは、地域の特性を生かしたという意味は、地域とのかかわりを指しているということですね。

学校教育部主幹) はい。今後、地域の就学前施設との交流を、今以上に充実させていきたいと考えておりますので、いろいろな意味を含んでいます。しかし、スペースに限りがありますので、包括的な表現を用いております。

浅井委員) 例えば「地域の特性を生かした人とかかわりや自然体験ができる」などと言葉を加えるとよりわかりやすくなると思います。具体的に考えておられるので、その趣旨をもう少し明確に記載してもよいと思います。

小石委員) 今の説明をお伺いすると、理解することができました。ですので、もう少し説明の文言を加えていただくと、もっといろいろなイメージがわいてきて良いのではないかと思います。

木村委員) 地域との関わりによって、小学校教育とのつながりの場と

して生かすことができるということですね。

学校教育部主幹) 地域の中には、小学校も含んでおります。例えば、小学校の校庭で、地域の未就園児の子どもたちが集まり一緒に遊ぶなど、いろいろなことをしたいと考えております。

木村委員) 地域の特性という表現では、抽象的すぎてわからないため、地域社会とかかわることで、人や自然との関わりが生まれる場という趣旨であれば、イメージがわきやすいと思います。例えば、先ほどおっしゃられた具体例を書いてみるのもいいと思います。

小石委員) だから、地域・行事など特性を生かしたということに結び付きますね。

教育長) あれもこれもと書こうと思うと難しいですね。

小石委員) そうですね。しっかりとしたイメージがあるので、それがうまく伝わると思います。

教育長) 文章になると「地域の就学前施設間の交流を進め小学校生活への円滑な接続となるよう取り組みます」との文言になるので、幼児が地域の特性を生かした体験を介して地域の小学生との交流を進めるとの記載をすると、わかりやすいと思います。

学校教育部主幹) わかりました。検討させていただきます。

越野委員) 13ページに記載されている「体験活動の充実を図る」という項目内に、「豊かな情操を育む教育を推進します」との文言がありますが、ここは基本施策1-3の「豊かな心の育成」に含まれており、全てがここにつながる内容になると思いますので、むしろ自然学校等での活動内容を検証し、それをどのように生かすか、または、どのように充実させていくのかという

ことを具体的に記載するとよいと思いました。

教 育 長) 基本施策に含まれているにもかかわらず、再度記載しているのはおかしいのではないかということですね。例えば、「交流を進めます」や「体験活動を推進します」と記載する方がよいということですね。

学校教育課長) ご指摘の点については、文言を検討させていただきます。

小 石 委 員) 1 2 ページの (2) 豊かな情操を育む体験活動の推進という項目内の、アの内容は小学校、イの内容は中学校のことを指しているのですか。

学校教育課長) そうです。アは小学校 3 年生の環境体験および、小学校 5 年生の自然学校のことを指しております。イは中学 2 年生で行う、トライやる・ウィークを指しています。

小 石 委 員) そうでしたら、「体験活動の充実を図る」という項目の文中にも、「小学校では」、「中学校では」とそれぞれ記載するほうがわかりやすいと思いました。

木 村 委 員) そのように記載をすると、「今年度の主な取組」にトライやる・ウィークのことも特化して書かないといけなくなると思います。

小 石 委 員) トライやる・ウィークは毎年行われており、今年度も継続して実施していきますが、今年度は小学校の道徳教育に特に力を入れるため、重点項目を特記して、継続事業のトライやる・ウィークの記載は特にないものと解釈していました。

学校教育課長) 御指摘いただきました 1 2 ページの (1) と (2) の内容につきましては、教育振興基本計画の文言をそのまま使っておりますが、記載があった方がわかりやすいのであれば、追記さ

せていただきます。

小石委員) 12ページの上から5行目の文中には、小学校の「自然学校」や中学校の「トライやる・ウィーク」と記載されており、私はわかりやすいと思いました。

また、13ページの枠囲み内の下から4行目の文中の「位置付けた」のあとに句点が記載されています。この句点の位置は、次に続いている文中の括弧の終わりのところに持っていったほうがよいと思います。

教育長) 小学校は平成30年度、中学校は平成31年度より全面実施ですので、括弧の後ろに句点ですね。

学校教育部長) そうですね。

学校教育部主幹) ありがとうございます。修正させていただきます。

小石委員) 16ページの上から5行目の「特別支援教育に対する専門性と資質向上を図ります」という文言に違和感を覚えました。なぜなら、資質向上は資質を向上するという意味であり、専門性向上という意味は含んでいません。専門性と資質の向上と書くのであれば、両方が高くなるという意味でとることができると思います。

学校教育部主幹) 「専門性を高め、資質向上を図ります」と改めた方がよいですね。

小石委員) はい。そのほうがよいと思いました。

浅井委員) 22ページの◆今年度の主な取組に記載されている、「主体的・対話的で深い学びのある研修の充実を図る」とは、子どもの教育のあり方について、主体的・対話的で深い学びを完成するための授業改善について規定されていることで、これまでの

アクティブラーニングにかわる名称として用いられているもの
ですね。

学校教育部主幹) 講義を一方向的に聞くのではなく、グループワークをするな
ど、子どもたちが主体的に意見を言い合うことで、理解がより
深まるという意味です。

浅井委員) つまり、これは先生方にとっても同様に当てはまるという
ことですね。

学校教育部主幹) はい、おっしゃるとおりです。

浅井委員) この「主体的で対話的に取り組み、教職員のより一層の深
い学びを得られることを意識した研修に取り組みます」の記載
は、様々な言葉が重なっており、意味が伝わりづらいと感じま
した。

管理部長) 主体的で対話的な研修に取り組みますという文言に改めて
も良いと思います。

浅井委員) そうですね。

学校教育部主幹) 修正させていただきます。

教育長) これは去年の方針には、記載がなかった言葉ですか。

浅井委員) 新しい言葉ですので、ないと思います。

越野委員) 22ページの下から3つ目の白丸の、「今日的・本市にお
ける教育課題における研究の充実を図る」という文中の、今日
的の後の中点は不要だと思います。そして、「おける」という
文言が1つの文に2回使われていることが気になります。

小石委員) 本来は、今日的な教育課題と本市特有の教育課題という意
味だと思うので、言葉を少し省略し過ぎていると思いました。

学校教育部主幹) そうですね。

- 教 育 長) 下の文章では省略せずに書かれていますね。
- 学校教育部主幹) はい。訂正させていただきます。
- 木 村 委 員) 今日的教育課題という文言よりも、現代的の方がいいのではないかと思います。
- 学校教育部主幹) 今日的という文言は、文部科学省を含め教育業界ではよく使います。
- 木 村 委 員) よく使うのですか。
- 学校教育部主幹) 現代的課題というよりは今日的課題という表現をします。
- 浅 井 委 員) 話し言葉のように感じられますが、この言葉で伝わるのであれば、それでいいと思います。
- 木 村 委 員) 今日的、現代的・本市特有の教育課題とすると、不思議なことに違和感がないと思います。
- 小 石 委 員) 今日的な課題と本市特有の課題という並列の意味ですね。今日的な本市の課題という意味ではないですね。
- 学校教育部主幹) これについては、表現を再度検討いたします。
- 越 野 委 員) 23ページが一番上、「校務の情報化の推進にあたっては教育情報ネットワークシステム運用管理要綱・学校園教育情報ネットワークシステム情報セキュリティ実施手順」となっており、その後続く「点検・更新」も中点になっているので、「及び」などの文言を使う方が良いと思います。
- 学校教育部主幹) そうですね。この中黒はわかりづらいですね。
- 越 野 委 員) 「点検・更新を行うと共に」の「共に」は、ここでは漢字で書かれていますが、他のページでは、平仮名での記載だったので、これについては合わせた方がいいと思います。
- そして、同じページの(1)安全で快適な魅力のある学習環

境の整備のウに記載されている、ICTの文字が重なってしまっていると思います。

木村委員) これは印刷の段階で体裁を整えられると思います。

浅井委員) 同じく、ページの表記も直りますか。

学校教育部主幹) はい。

浅井委員) 23ページの(2)就学前施設、小学校、中学校の連絡強化のアに記載されている、幼児期と児童期の学びをつなぐ接続期のカリキュラムを作成し活用しという文中の、「作成し活用し」は修正した方が良くと思います。

学校教育部主幹) 「作成し」は削除します。

浅井委員) 21ページの写真は、まだ入っていませんが、こども110番の家と店のプレートをリニューアルするというので、新しいデザインのプレートなどがここに入るのですか。

学校教育部主幹) この冊子の作成時には間に合わないのですが、来年度には載せることができると思います。

浅井委員) わかりました。

学校教育部主幹) 来年度、小学生から募集をして、事務局で3つの作品候補を選んだものを小学生全員に投票してもらい、決定するという東京オリンピックのキャラクターを決めた方法を参考にして行いたいと思っております。

浅井委員) わかりました。

学校教育部主幹) さらに周知を図るよう取組を進めてまいりたいと思います。

浅井委員) お願いします。

小石委員) 18ページの一番下の行の「初期日本語指導の環境を整えてまいります。」という記載だけ、とても丁寧な言い回しです

ので、他のところと同様に「整えていきます」でいいと思います。29ページの◆今年度の主な取組の3行目の、「クラシック音楽会を実施してまいります」という記載も、「実施します」というように、他のところとトーンを合わせていくといいと思います。

木村委員) 整う方向で頑張っていきますという趣旨を込めて「まいります」としているのなら「整えていきます」でいいと思います。

小石委員) 私も「いきます」かなと思いました。

学校教育部長) 実態は「いきます」という方向性を持っております。

教育長) では「いきます」ということでお願いします。

小石委員) 31ページの指標5の中に記載されている、外国人児童生徒等には、帰国児童・生徒も含まれるのですか。

学校教育部主幹) そうです。日本国籍の子どもを指しています。

教育長) 原稿の最終の校正締め切りはいつまでですか。

学校教育部主幹) 校正はあと2回ありますが、ひとまず他にもございましたら、月曜日か火曜日までにお伝えしていただきたいと思います。

教育長) 残りの2回の校正の段階になっても大丈夫ですね。

学校教育部主幹) はい。

教育長) それでは校正を行う際、委員の皆さんにお渡しして、御指摘いただいたところが修正されているかを確認していただき、完成させましょう。

学校教育部主幹) はい。

小石委員) 30ページの一番下の行も「まいります」になっているので、修正していただいた方がいいと思います。

学校教育部主幹) はい。

木村委員) 前回も同じようなことを話したと思うのですが、31ページの重点目標1の中に表が記載されています。例えば、指標2の現状(H28)が914、目標(H32)は320で減っているように見えます。達成したらよいということであればわかりますが、なぜ減っているのかという説明がないので、理由がわかりづらいと思いました。

学校教育部主幹) 平成26年度時点において、この数値まではクリアしたいという目標値を出してきましたが、実際には達成目標年度の平成32年度をまたずに、多くの項目が目標値を上回ったということです。

木村委員) すいません。関連指標のページの上段に、その項目が書かれていますね。よくわかりました。

教育長) 前回、ただし書きがないと後退しているように捉えられてしまうのではないかとご指摘をいただいた際に、この文言を記載しましたね。

特に幼稚園はよく頑張ったのですね。

学校教育部主幹) はい。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第23号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)〉

教育長) 続いて、報告第22号「平成30年度芦屋市立幼稚園学級

編制について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

この幼稚園規則ですが、教育委員会において5歳児の1学級の定員を35人から30人に改めたことにより、各幼稚園の定員数についても改正する必要があるのではないのでしょうか。

管理課長) その部分について、所管課として整理していますのは、幼稚園規則の第4条において、教育委員会が必要であると認めるときはこの限りではないと定めております。今回の改正については、幼稚園の教室の広さなど施設間の変更によるものではなく、今後もこれ以上受け入れることができない状況になったとしても、対応可能であることから、定員については改正しませんでした。この整理で問題ないのでしょうか。

教育長) 35人という定員が改められて、30人が規則に挙がっていますので、ここについては検討が必要だと思います。

木村委員) 30人を原則にして、教育委員会が認める場合はこの限りではないと改められる方がいいと思います。どうしても受け入れる必要が生じた場合は、特例で認めるとすべきです。原則と例外を入れかえた方がいいように思います。

教育長) 幼稚園全体の定数については、改正前の5歳児1学級定員35人を基準として、学級数合計の44学級をそれに乗じた数です。今後は30人が基準になるということですね。

管理部長) そうしますと、定員数は220人減ります。

小石委員) そうすると定員が減るということですね。

教育長) はい。35人から30人を基準にするので、定員は減りま

す。

木村委員) 今のままで改正しないとすると、特例で30人になっているだけだと捉えられてしまいます。今回30人学級に改正したこのタイミングで、定員も改正したほうがいいのかなどという感じもします。

管理部長) 変える方向で整理いたします。

教育長) そうですね。もう1回全体的に精査をしてください。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第22号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、報告第23号「芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

退職手当は、4ページの参考に記載されている計算式によると、基本額と職責に応じた加算額である調整額を足したものであるということですか。

教職員課長) そうです。調整額について簡単に御説明させていただきますと、退職時の役職に応じて決まった金額の60月分が支給されるもので、例えば園長ですと4万3,350円、園長以外の

一般教諭ですと2万1,700円となっておりますので、その60月分が、それぞれ調整額として支給されることになっております。

教 育 長) 園長を3年していたら36月分ですので、まずは園長分として、36月分×4万3,350円が調整額として支給され、その前は主任なので、残りの月分は主任としての計算がされているのであって、退職時の役職をもって必ずしも60月分が計算されるわけではないということよろしいですか。

教 職 員 課 長) はい。退職前の3年間、園長をされている場合は、60月分のうち36月分が園長としての金額、残りの24月分が一般教諭としての金額が支給されるという形になります。

教 育 長) そして、調整率という制度はいつごろからできたのですか。

教 職 員 課 長) いつごろからというのは確認していませんが、以前からこの形で国も芦屋市も官民の均衡を図ることを目的として、この調整率を使っております。

木 村 委 員) これは市の職員全員が対象になるのですか。

教 職 員 課 長) それぞれ条例が異なりますが、市の職員全員が対象となっております。

木 村 委 員) 景気の変動した場合、この調整率は変わるのでしょうか。やはり景気によっては、民間の率がいいときもあれば、公務員の率がいいときもありますね。

教 職 員 課 長) そうですね。国家公務員がおおむね5年ごとに見直しを行っておりますので、今後、民間の景気がよくなれば、引き上げることも考えております。

木 村 委 員) 今回、調整率が現行は87になっていますが、今回83.

7に改正になりました。現行の87になったのはいつですか。

教職員課長) 平成25年度です。

木村委員) やはり5年おきぐらいのスパンで民間の動向を見つつ、見直していくということですね。

教育長) 調整率が100のときもあったような気がします。

管理部長) もともと調整率という制度が導入される前は100でした。

木村委員) 民間のほうが、景気がいいときには公務員が追っていく形になりすね。

管理部長) 現在では、80万円ぐらい公務員のほうが多いと思います。

教育長) 100分の3.3だけ下がったということですね。

管理部長) そうということです。

小石委員) 余りいいニュースではないですね。

木村委員) 以前から、芦屋市はラスパイレス指数のことでいろいろと言われていますね。

浅井委員) 最近は23位に下がりましたね。

管理部長) 指数が102台まで下がりましたので。

教育長) 調整額はラスパイレス指数に関係ないですね。

管理部長) はい。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第23号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

